

資料 3

關係法令

人權局

和歌山県人権尊重の社会づくり条例

平成14年3月26日

和歌山県条例第16号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権行使するようにしなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるようにすることが、私たちの責務であると確信する。

ここに、私たちは、自然と人間との共生を目指す和歌山県で、人権尊重の社会づくりを進めるために、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 人権尊重の社会づくりの基本理念
- 二 人権意識の高揚を図るための施策に関する事項。
- 三 人権に関する相談支援体制の整備に関する事項。
- 四 人権問題における分野ごとの施策に関する事項。
- 五 その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

(和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

第5条 和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議する。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○和歌山県人権施策推進審議会規則

平成14年3月29日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)第7条の規定に基づき、和歌山県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される審議会の会議は、知事が招集する。

(平31規則4・一部改正)

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平19規則69・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

(平15規則58・平16規則16・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第58号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月6日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県人権施策推進審議会規則（平成14年和歌山県規則第41号）第7条に基づき、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 審議会会長は、審議会の円滑な運営に関し必要な事項を協議するために、審議会委員の全部又は一部による会議を開催することができる。

2 審議会の運営に関して開催する会議（以下「会議」という。）は、以下のとおりとする。

（1）審議会の運営のための小委員会

（2）全員協議会

（3）専門委員会

3 前項第1号及び第2号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長となる。

4 第2項第3号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は専門委員会委員の互選により決定する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員)

第3条 前条第2項第1号及び第3号の会議の委員については、審議会会長が審議会に諮って決めるものとする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

(部落差別への取組)

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない

場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

- 5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。
- 6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(教育及び啓発)

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

- 2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第11条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附 則（令和2年3月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われてることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

- 2 この条例において「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等」とは、新型コロナウイルス感染症に感染したこと若しくは感染したおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないことについて、これらの事実があることを理由として、その事実の有無にかかわらず誹謗中傷し、若しくはその事実を殊更に摘示することにより不当に名誉を毀損し、又は本人（当該本人が未成年者又は成年後見人の場合にあっては、その法定代理人）の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表する行為をいう。
- 3 この条例において「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。

（新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の禁止）

第3条 何人も、次に掲げる方法のいずれかにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行ってはならない。

- (1) インターネットを通じて情報を提供することにより行う方法
- (2) 発言、落書き、張り紙その他前号に掲げる方法以外の方法

（県の責務）

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の実態を把握するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つことにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための正しい知識の普及、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つことにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等への取組)

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して同条第1号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して同条第2号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染

症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう促すものとする。

- 3 県は、第1項の規定により必要な説示を行い、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び当該新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。
- 4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう、勧告するものとする。
- 5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して同条第1号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をし、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。
- 6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して同条第2号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をし、及び新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(教育及び啓発)

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われないようにするため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に応ずるものとする。

- 2 県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

附 則（令和2年12月24日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。